

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

1 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期 令和元年9月から令和元年12月まで実施

(2) 一般監査（実地監査） 下記のとおり

区分	法人数	実施数	実施率 (%)	文書指摘法人数	文書指摘率 (%)	文書指摘件数	平均件数	平均件数 昨年度
一般法人 (社協を含む)	11	3	27.2%	3	100.0	8	2.7件/法人	3.8件/法人
保育所のみ 法人	17	6	35.2%	6	100.0	24	4.0件/法人	3.2件/法人
合計	28	9	32.1%	9	100.0	32	3.6件/法人	3.4件/法人

(3) 特別監査 実施なし

(4) 指導監査の実施体制

「益田市社会福祉法人指導監査実施要綱」の定めるところにより福祉総務課が実施した。

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要があるため、令和元年度は、これらを中核に据えた上で、従前からの一般監査において特に指摘事項が多かった項目、他で見られた特別監査及び監査を実施するに至った不祥事案の発生原因を、重点指導項目として設定した。

①組織運営関係

- ・定款及び諸規定の整備
- ・適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
- ・監事監査機能の強化

②管理関係

- ・経理規程に則した適正な会計処理
- ・適切な資産管理
- ・情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）

(6) 指導監査結果の概要

① 一般監査

- ・法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のため挙証資料による改善状況の確認を実施した。
- ・期限までに改善できない事項については、改善計画等を提出させ、事後指導により、改善の徹底を図った。

(7) 令和元年度の主な指摘事項

① 指摘事項の件数（文書指摘）

指摘事項		指摘件数	昨年度件数
組織 運 営	定款等の整備（定款、諸規定、登記等）	1	2
	適正な評議員及び役員等の選任手続き及び理事会・評議員会運営の確保、役員等の状況	16	9
	監事監査機能の強化	—	—
	情報の公表、定款、計算書類等の据え置き	—	2
	議事録の正確な記録	1	1
	その他（費用弁償、報酬等）	5	2
	小計	23	16
事 業	事業一般	—	—
	社会福祉事業の実施状況	—	—
	公益事業の実施状況	—	—
	収益事業の実施状況	—	—
	その他	—	—
	小計	0	0
管 理	経理規程に則した適正な会計処理	1	8
	適切な資産管理	—	—
	情報公開の推進	—	—
	契約等に関する手順	5	7
	その他（法改正に対応した規程の整備等）	3	—
	小計	9	15
その他		—	—
合計		32	31

② 令和元年度の主な指摘事項

【組織運営関係】

- ・評議員会に提出する監事の選任に関する議案は現任の監事の過半数の同意を得ること。
- ・役員を選任にあたり候補者が欠格事由に該当しないこと、評議員・役員と特殊関係にならないことを確認すること。[確認するための書類を徴取すること]
- ・理事、監事を選任にあたっては必要とされる資格を有する者がどの候補者に該当するのか示されていないので明確にして選任すること。
- ・評議員会の開催について必要事項を理事会で決議すること
- ・評議員会議事録に議事録作成者を追加すること。

【事業関係】なし

【管理関係】

- ・経理規程を法改正後の内容に変更すること。
- ・費用弁償と報酬支給基準との区分について、実費を越えて支給するものは報酬として取り扱い、定款や報酬規程の変更を行うこと。
- ・会計処理体制について明確にすること。
- ・契約に関して経理規程等に従い2者以上からの見積もり徴取を行い伺い文書を残すこと。
- ・契約に係る意思決定の過程が分かる文書を残すこと、
- ・専決（委任規程）を法改正後の内容に変更、また定款他の規定類との整合性をとること。